公 示 日:2023年3月15日(水)

調達管理番号: 22a00988

国 名:中南米・カリブ地域(広域)

担 当 部 署:中南米部計画・移住課

調 達 件 名:中南米・カリブ地域(広域)円借款事業形成支援・実施促進支援

業務

# 適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、 消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに 積算してください。(全費目不課税)

# 1. 担当業務、格付等

(1) 担 当 業 務:円借款事業形成支援·実施促進支援

(2)格付:2号

(3) 業務の種類:その他調査・業務等

# 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2023年4月下旬から2024年2月下旬
- (2) 業務人月:現地 3.13、国内 1.25、合計 4.38
- (3) 業務日数:
  - 第1次 国内準備 3日、現地業務 20日、国内整理 2日
  - 第2次 国内準備2日、現地業務20日、国内整理2日
  - 第3次 国内準備2日、現地業務20日、国内整理2日
  - 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 20 日、国内整理 2 日
  - 第5次 国内準備2日、現地業務14日、国内整理2日
  - 帰国後整理期間 4日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、 具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件につい ては、「10. 特記事項」を参照願います。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3) 提 期 限:2023年3月29日(水)(12時まで)

# (4) 提 出 方 法:電子データのみ ▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型)公示にかかる競争 手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知: 2023 年 4 月 7 日(金)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

(1)	業務実施の基本方針	16 点
2	業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2)	業務従事者の経験能力等:	
1	類似業務の経験	40 点
2	対象国・地域での業務経験	8 点
3	語学力	16 点
4	その他学位、資格等	16 点

類似業務経験の分野	円借款事業形成支援・実施促進支援
対象国及び類似地域	中南米
語学の種類	英語及びスペイン語(両言語の受験証書写し添付
ロナリ/主規	必須)

(計 100 点)

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出(添付) いただく必要はありません。

(詳細:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\_02.html)

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:支援対象とする実施中案件の受注コンサルタント(法 人及び同業務の業務従事者、7. 業務の内容に列記) は本件に応募すること ができません。

本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、形成中の新規円借款案件(7.業務の内容に列記)の協力準備調査への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

# 6. 業務の背景

中南米地域は、所得水準が比較的高い国が多く、ODA 卒業国も増えている地域で あるが、依然として多くの国で大きい貧困格差が存在する。さらに、先般の新型コ ロナウイルスの感染拡大により、慢性的な経済低迷に更なる打撃が与えられた。現 在当該地域において、実施中の円借款事業は20件(2023年1月時点)、2021年度 の円借款新規承諾合計額は約242億円(3件)、ドル借款新規承諾計額は2億ドル (1件)であり、中南米・カリブ諸国からのニーズに鑑み、引き続き当面は2021年 度と同規模の新規承諾が見込まれる。なお、米州開発銀行(IDB)との間で、第4次 協調融資枠組み (CORE) として 2021 年 3 月に Memorandum of Collaboration の調 印もなされ、同枠組みを用いた協調融資案件の承諾額は 2012 年に開始して以降の 合計で約20億ドルに達している。特に、COREの枠組み下では、IDBの案件形成の スピードを踏まえた迅速な円借款事業の案件形成が求められている。また、協調融 資如何にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大により、慢性的な経済低迷に 更なる打撃が与えられていることからも、円借款事業の開発効果の早期発現が求め られている。しかしながら、円借款事業の開発効果の有効かつ効率的な発現のため には、計画通りの事業遂行が第一であるが、案件形成及び実施において、借入人、 実施機関及び監督官庁は案件形成及び実施における円借款独自のプロセスの理解 が十分ではない。背景として、中南米・カリブ地域の国は、数年に一度しか円借款 の承諾がなされないことがあり、円借款の調達手続き等を熟知する実施機関は皆無 に等しく、十分な知識と経験が蓄積されている事務所も少なく、事務所によるきめ 細かな案件監理には一定の限界がある。また、中南米部では一つの課で複数の国を

担当しているため、それぞれの国における承認プロセス等を把握、フォローする必要があり、地域部の負担が比較的大きい。上記に鑑み、中南米地域において、本事業のコンサルタント派遣を通じて、事業形成及び実施の支援をする意義は大きい。

具体的には、事業形成時には、円借款独自のフォーマットで審査資料の作成を行 い、実施機関の理解や協力を得ながら、それを最終化する必要がある。特に、積算 や経済・財務分析にあたっては、膨大なデータを地域部が実施機関とともに収集・ 分析する必要があるが、実施機関側の理解や対応が迅速に進まないことも多く、協 力準備調査のコンサルタントが限られた期間で対応することは困難である。さらに、 CORE の案件では、JICA の協力準備調査を経ることなく案件形成を行うことも珍し くない。そのため、コンサルタント派遣による実施機関に対するきめ細かな支援が 求められている。さらに、実施監理においては、円借款で雇用されるコンサルタン トが実施機関を補佐する役割を担っているが、同コンサルタントが雇用されるまで の間は、主に JICA の在外事務所が案件進捗状況のモニタリング(進捗確認のため の定期的な会議等)等により実施機関を支援している。他方、同事務所の促進にも かかわらず、コンサルタントの選定手続き等において実施機関が取るべき手続きが タイムリーに実施されない事態も見受けられる。要因としては実施機関が円借款の 調達手続き等に習熟していないことや、相手国内における承認手続きが煩雑である ことが挙げられる。よって、本業務により上記実施機関による手続きを丁寧にフォ ローし、事業の円滑な実施を促進していく必要がある。

### 7. 業務の内容

円借款の案件形成及び実施におけるプロセスの理解が十分でない実施機関及び 監督官庁に対し、案件形成や実施監理に必要な実施機関内の手続きに関する支援を 行い、円滑な事業形成及び実施を支援する。案件形成の際は、円借款独自のフォー マットで審査資料の作成を支援するほか、案件実施中は、実施機関が円借款の調達 手続き等に習熟しておらず、相手国内における承認手続きが煩雑であるため、必要 に応じて主にコンサルタント調達に係る支援をタイムリーにきめ細かく行う。

## 【形成中の新規円借款案件】

① エクアドル「チャチンビロ地熱開発事業 (フェーズ [)」

借入人:エクアドル電力公社

実施機関:エクアドル電力公社

想定される業務:実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援

② ブラジル「サンパウロ州沿岸部衛生改善事業(III)」

借入人:サンパウロ州上下水道衛生公社 実施機関:サンパウロ州上下水道衛生公社 想定される業務:コンサルタント選定段階の実施機関内の諸手続きに関する支援全般

③ パラグアイ「南西部輸出回廊整備事業」

借入人:パラグアイ共和国

実施機関:公共事業・通信省

想定される業務:審査段階の経済分析支援等。必要に応じて先方政府へ COREに係る補足説明を行う。

4 ホンジュラス「テグシガルパ上下水道改善事業」

借入人:ホンジュラス共和国政府

実施機関:テグシガルパ市上水衛生局

想定される業務:審査段階の経済分析や、環境社会配慮事項への対応に係る支援等。

⑤ ドミニカ共和国「統合的な廃棄物管理改善事業」

借入人:ドミニカ共和国政府

実施機関:環境天然資源省

想定される業務:実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援

⑥ グアテマラ「農業金融強化事業」

借入人:未定

実施機関:未定

想定される業務:実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援

⑦ ガイアナ「保健セクター強化事業(Ⅱ)」

借入人:未定

実施機関:未定

想定される業務:実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援

## 【実施中案件】

① ニカラグア「リオ・ブランコーシウナ間橋梁・国道整備事業」

借入人:ニカラグア共和国

実施機関:運輸インフラ省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント: セントラルコンサルタント株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル

② エクアドル「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」

借入人:エクアドル共和国政府

実施機関:公共保健省、経済社会包摂省、子供の低栄養なく成長するエクアド

ル技術庁、労働省、市民登録ユニット

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント:なし

③ エクアドル「電源構成転換促進支援事業」

借入人:エクアドル共和国政府

実施機関:エネルギー・鉱物資源省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント:なし

④ パラグアイ「シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生事業」

借入人:パラグアイ共和国

実施機関:公共事業 · 通信省上下水道局

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント:なし

⑤ パラグアイ「国家電力システム効率改善事業」

借入人:パラグアイ国営電力公社

実施機関:パラグアイ国営電力公社

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント:なし

⑥ ペルー「固形廃棄物処理事業(Ⅱ)」

借入人:ペルー共和国

実施機関:環境省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント:日本工営株式会社、玉野総合コンサルタント株式会社、 八千代エンジニヤリング株式会社、中南米工営株式会社

⑦ ドミニカ共和国「エネルギー効率化事業」

借入人:ドミニカ共和国政府

実施機関:ドミニカ電力公社

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

受注コンサルタント: 3/15 公示現在選定中

⑧ ドミニカ共和国「新型コロナウイルス感染症による保健衛生・経済的危機対応

における公共政策及び公共支出管理強化プログラム」

借入人:ドミニカ共和国政府

実施機関:ドミニカ共和国財務省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続

きの支援。

受注コンサルタント: なし

⑨ エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業(Ⅱ)」

借入人:エルサルバドル共和国

実施機関:公共事業・運輸・住宅都市開発省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続

きの支援。

受注コンサルタント:日本工営株式会社

⑩ グアテマラ「和平地域道路整備事業(Ⅱ)」

借入人:財務省

実施機関:通信インフラ住宅省

想定される業務:今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続

きの支援。

受注コンサルタント:セントラルコンサルタント株式会社

(ただし、対象国や業務内容は、案件形成状況により変わり得る)

具体的担当事項は次のとおりとする。現時点では、下記の派遣先を検討しているが、各案件の進捗によっては変更し得る。変更する場合は、事前に相談する機会を設ける。

#### (1) 第1回派遣

① 国内準備期間(2023年4月)

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録(Minutes of Discussion)等の内容の精査)そのうえで、現状分析、課題(もしあれば)の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA と確認する。JICA の「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用 ガ イ ド ラ イ ン に 係 る ハ ン ド ブ ッ ク 」 ( http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\_co/procedure/guideline/handbook/japanese\_2012.html)、案件形成時の積算や財務・経済分析に関する手続等を確認する。CORE 関連のディスバースハンドブック、フレー

ムワークアグリーメント等の文書をレビューし、理解する。

- ② 現地業務期間(2023年5月上旬~、期間は20日を想定) ブラジルの「サンパウロ州沿岸部衛生改善事業(III)」におけるコンサルタント選定段階の実施機関内の諸手続きに関する支援全般。エクアドルの「チャチンビロ地熱開発事業(フェーズI)」における実施機関側の手続き支援又は審査済案件の情報更新支援。対象案件がCORE案件の場合は、必要に応じて先方政府へCOREに必要な手続きに係る補足説明を行う。
- ③ 国内作業期間(5月下旬) 次回派遣に向けた準備。
- (2) 第2回派遣
  - ① 国内準備期間(2023年6月上旬)

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録(Minutes of Discussion)等の内容の精査)そのうえで、現状分析、課題(もしあれば)の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針についてJICAと確認する。

② 現地業務期間(2023年6月中旬~、期間は20日を想定)

(ア)グアテマラ

新規案件における実施機関側の手続き支援。既往の「和平地域道路整備事業(II)」における実施機関に対する必要手続きの支援。

(イ)ドミニカ共和国

農業分野での円借款の新規案件が検討されているドミニカ共和国における案件形成支援全般。また、実施中の案件における必要手続きの支援。必要に応じて先方政府へ CORE で必要な手続きに係る補足説明を行う。

③ 国内作業期間(2023年7月上旬) 次回派遣に向けた準備。

- (3) 第3回派遣
  - ① 国内準備期間(2023年8月上旬)

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録(Minutes of Discussion)等の内容の精査)

そのうえで、現状分析、課題(もしあれば)の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA と確認する。

② 現地業務期間(2023年8月中旬~、期間は20日を想定) (ア)ホンジュラス 「テグシガルパ上下水道改善事業」における審査段階の経済分析や、環境社会配慮事項への対応に係る支援。また、新規案件形成の可能性がある財政支援借款での政策マトリクス作成に係る支援。

必要に応じて先方政府へ CORE に係る補足説明を行う。

# (イ)ニカラグア

「リオ・ブランコーシウナ間橋梁・国道整備事業」における対応全般支援。今後取り得る対応のオプションの提示と、それに必要な手続きの支援。

③ 国内作業期間(2023年8月下旬~9月上旬) 次回派遣に向けた準備。

#### (4) 第4回派遣

① 国内準備期間(2023年10月上旬)

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録 (Minutes of Discussion)等の内容の精査)

そのうえで、現状分析、課題(もしあれば)の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA と確認する。

② 現地業務期間(2023年10月中旬~、期間は20日を想定)

# (ア) パラグアイ

「南西部輸出回廊整備事業」における審査段階の経済分析支援等。必要に応じて先方政府へ CORE に係る補足説明を行う。

# (イ) ペルー

ペル一の「固形廃棄物処理事業(Ⅱ)」における実施機関側の手続き支援。

③ 国内作業期間(2023年10月下旬~11月上旬) 次回派遣に向けた準備。

#### (5) 第5回派遣

① 国内準備期間(2024年1月上旬)

派遣時の対象となる事業の内容、実施機関、案件形成又は実施の進捗状況 等の確認・把握を行う。(協力準備調査の報告書、実施機関との協議録 (Minutes of Discussion)等の内容の精査)

そのうえで、現状分析、課題(もしあれば)の洗い出し、課題解決に向けた対策を提示し、対応方針について JICA と確認する。

② 現地業務期間(2024年1月中旬~、期間は14日を想定) 上記の対象国・案件以外の中南米・カリブ地域において必要性に応じて新 規案件形成支援又は既往案件促進支援。現時点では、ガイアナに派遣予定。 対象案件が CORE 案件の場合は、必要に応じて先方政府へ CORE に係る 補足説明を行う。

- ③ 国内作業期間(2024年1月下旬) 派遣時に携わった業務の情報整理。
- (6) 帰国後整理期間(2024年2月下旬、期間は4日を想定) 派遣時に携わった業務の情報整理。

#### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)
  - ① 全体ワークプラン:和文(電子データ)
  - ② 各派遣時ワークプラン:スペイン語文(電子データ)
- (2) 各派遣時現地業務結果報告書:和文(電子データ)※ただし、最終派遣 時の報告書は次の(3)とする。
- (3) 専門家業務完了報告書:和文・スペイン語文各2部(簡易製本)、合わせて電子データも2024年2月26日(月)までに中南米部に提出し、報告する。

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 中南米部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-12 月追記版)」(以下同じ)」の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、各派遣時で下記を標準とします。

- 第1回派遣:日本⇒ブラジリア⇒キト⇒日本
- ② 第2回派遣:日本⇒グアテマラシティ⇒サント・ドミンゴ⇒日本
- ③ 第3回派遣:日本⇒マナグア⇒テグシガルパ⇒日本
- ④ 第4回派遣:日本⇒アスンシオン⇒リマ⇒日本

- ⑤ 第5回派遣:日本⇒ジョージタウン⇒日本
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に 計上ください。

#### 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

「7.業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。 但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2.契約予定期間等」 に記載の数値を上限とします。

現時点で、想定している派遣先国での隔離期間は設けられておりません。

- ② 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
- ③ 便官供与内容
  - ア) 空港送迎:あり。
  - イ) 宿舎手配:あり。
  - ウ) 車両借上げ:あり。
  - エ) 通訳傭上:なし
  - オ) 現地日程のアレンジ:必要に応じて JICA 側でアレンジ。
  - カ) 執務スペースの提供:あり(派遣予定先での各 JICA 事務所内。ただし、他の調査団等の来訪状況等により提供が困難な場合があります。)

#### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 中南米部計画・移住課から配付しますので、<5rtpm@jica.go.jp>にご連絡ください。
  - ・円借款 基本約定(G.T.C.) 解説書
  - ·円借款 L/A 解説書
  - ・円借款事業の調達監理業務について
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリテ

ィ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、中南米地域の各 JICA 事務所(ガイアナの場合はセントルシア事務所の管轄)などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf) の趣旨を 念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正 腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上